

○安曇野市景観条例

平成22年9月30日条例第29号

平成24年3月26日条例第10号

安曇野市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画（第7条—第9条）
- 第3章 行為の規制等（第10条—第20条）
- 第4章 景観重要建造物等（第21条—第26条）
- 第5章 自主的活動の支援（第27条—第30条）
- 第6章 安曇野市景観審議会等（第31条・第32条）
- 第7章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、もって暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好な景観をまもり、活かし、つくり及び育てることをいう。
- (2) 工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。
 - ア 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突その他これに類するもの
 - ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの
 - エ 電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
 - オ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
 - カ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - キ 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）の用途に供する施設
 - ク 農産物、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
 - ケ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - コ 観覧車、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
 - サ その他市長が景観に及ぼす影響が大きいと認めるもの
- (3) 市民等 市内に居所若しくは住所を有する者又は土地、建築物若しくは工作物を所有、管理、占有若しくは使用する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
- (5) 施工者等 宅地の造成、土地の開墾その他の土地利用の変更を行う者及び建築物の建築等、工作物の建設等その他これらに類する行為を行う者並びにこれらの行為に関わる設

計を業として行う者をいう。

- 2 前項各号の規定によるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等並びに事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、建築物の建築等、工作物の建設等又は公共施設の整備等に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民等及び事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民等及び事業者の景観づくりに資する活動を支援し、その積極的な参加を推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、地域の景観づくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、自らの所有、管理、占有又は使用する土地、建築物又は工作物が景観を構成する要素であることを認識し、景観への配慮に努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び施工者等の責務)

第5条 事業者は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、その事業活動が地域の景観づくりに貢献できるよう努めなければならない。

- 2 施工者等は、自らの業務が景観づくりに関わることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深めるとともに、土地、建築物又は工作物に関する専門的な知識、経験等を活かし、景観づくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 事業者及び施工者等は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(来訪者への要請)

第6条 市、市民等及び事業者は、来訪者に対し、自らが取り組む景観づくりに対して、理解と協力を求めることができる。

第2章 景観計画

(景観計画等の策定)

第7条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画に定める基準等の内容を広く市民等に周知し、その内容に即した景観づくりを推進することに対する理解を促すことを目的として、安曇野市景観づくりガイドラインを作成するものとする。
- 3 市長は、景観計画を策定し、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観計画に定める事項に関する措置)

第8条 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するものとする。

る。

- (1) まちなかエリア
- (2) 田園エリア
- (3) 山麓・山間部エリア
- (4) 山岳エリア

2 市長は、前項各号に掲げるエリアのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する土地であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域を景観づくり推進地区（以下「推進地区」という。）として定めることができる。

- (1) 土地利用上の一体性が認められる土地の区域
- (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域
- (3) 第27条第1項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域
- (4) その他市長が認める区域

3 市長は、推進地区を定めようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 第1項各号に掲げるエリア及び第2項に掲げる推進地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針（以下この条において「方針」という。）は、当該エリア（推進地区を定めた場合にあつては、推進地区）ごとに定めるものとする。

5 推進地区において定める方針は、当該地区が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。

（計画提案）

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の規定による景観協議会、第27条第1項の規定による景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第28条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。

2 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書の条例で定める規模は、法第81条第1項の規定による景観協定、推進地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があつた場合において、法第12条の規定による判断をするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の提案を行った者は、安曇野市景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。

第3章 行為の規制等

（景観計画への適合）

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に定める基準に適合するようにならなければならない。

（条例施行日前から存する建築物等に対する指導又は要請）

第11条 市長は、この条例の施行前から存する建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、景観計画に適合しないもので、景観づくりのために必要があると認めるときは、それらの所有者、管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、推進地区内の既存の建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、その地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、

管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。

(行為の届出及び公表)

第12条 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、完成予想図、外構図その他の規則で定める図書とする。

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

5 法第16条第1項の規定による届出は、その行為が安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第24条第1項の規定による事業承認を受けなければならない場合は、同条例第18条第2項に規定する開発事業の案を提出した後でなければならない。

6 第1項の規定により届出をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の建築等

(2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更

(4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(5) 法第16条第1項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの

(6) 砂防法（明治30年法律第29号）の規定に基づき許可を受けて行う行為

(7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為

(8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は同法第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施工として行う行為

(9) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項又は同法第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は同法第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為

(10) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為

(11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為

(12) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第17条第1項の規定により届け出て行う行為

(13) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（第34条において準用す

る場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為

(14) 安曇野市文化財保護条例(平成17年安曇野市条例第238号)第6条第1項第3号又は第4号の規定による許可を受けて行う行為

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち同項の規定による届出を要する行為の全てとする。

(届出行為に対する助言又は指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(指導、要請、助言、勧告等に係る手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、第11条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による要請、前条の規定による助言若しくは指導又は法に基づく処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、安曇野市景観審議会又は安曇野市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令に係る手続)

第17条 市長は、法第17条第1項及び第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手の制限)

第18条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第20条第2項の規定による説明会の開催が必要な開発事業に該当する場合は、法第18条第1項に規定する期間を60日(特定届出対象行為について法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあってその延長された期間が60日を超えるときは、その期間)とする。この場合において、法第16条第4項及び法第17条第2項に規定する期間も、また同様とする。

2 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項前段の期間を短縮することができる。

(行為の着手日の短縮の通知)

第19条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合していると認めるときは、速やかにその届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間又は前条第2項の規定により同条第1項前段の期間を短縮する旨の通知をするものとする。

(完了の届出)

第20条 第12条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその行為の完了を届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準）

第22条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- (5) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

（現状変更の規制の手続）

第23条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（原状回復命令等の手続）

第24条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（指定の解除の手続）

第25条 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第21条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

（援助又は助成）

第26条 市長は、法第46条の規定による求めがあつた場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者等に対して助言し、技術的援助又は保存に要する経費の一部を助成することができる。

第5章 自主的活動の支援

(景観づくり住民協定の認定)

第27条 市長は、市民等が景観づくりに関する協定を締結した場合において、その協定の内容が地域の景観づくりの推進に資するものであると認めるときは、その協定を景観づくり住民協定として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民等は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により景観づくり住民協定を認定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観づくり市民団体の認定)

第28条 市長は、景観づくりを目的とした活動を行う市民等が構成する団体を景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり市民団体の活動内容が、景観づくりに資すると認められなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の規定により景観づくり市民団体を認定したとき、又は前項の規定によりその認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(支援・助成)

第29条 市長は、第26条に定めるもののほか、法第81条の規定による景観協定の締結、第27条第1項の規定による景観づくり住民協定締結の活動、前条第1項の規定による景観づくり市民団体の活動その他景観づくりに資すると認められる行為をしようとするものに対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第30条 市長は、景観づくりに著しく貢献していると認められるものに対し、その功績を表彰することができる。

第6章 安曇野市景観審議会等

(安曇野市景観審議会)

第31条 市長は、景観づくりに関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市景観審議会を設置する。

2 安曇野市景観審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 公募により選考された市民等
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 安曇野市景観審議会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

5 前各項に定めるもののほか、安曇野市景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安曇野市景観アドバイザー)

第32条 市長は、景観づくりの推進に必要な情報を収集し、この条例の運用に関する専門的な助言を聴くために、規則で定めるところにより、安曇野市景観アドバイザーを置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 安曇野市景観審議会の意見の聴取その他この条例を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(安曇野市景観審議会設置条例の廃止)

3 安曇野市景観審議会設置条例（平成21年安曇野市条例第26号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 施行日前に、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号。以下「県条例」という。）に基づく法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った行為については、その届出に係る処分等において県条例の規定を適用するものとする。

5 施行日前に、県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第1条の規定により設置されている審議会は、この条例第31条第1項の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

7 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年 月 日条例 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第27条第1項の規定により市長の認定を受けた景観づくり住民協定とみなす。